

## 議 第 2 6 号 議 案

政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について  
政党助成金制度の廃止を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第  
13条の規定により、提出します。

令和3年12月17日提出

富士見市議会議長 斉藤隆浩様

提出者 富士見市議会議員 木村邦憲

賛成者 同

### 提 案 理 由

政党助成金制度の廃止を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会に  
対して提出するため、この案を提出します。

## 政党助成金制度の廃止を求める意見書の提出について

国会議員1人当たり月100万円が支給されている文書通信交通滞在費（文通費）の問題がマスコミで大きく取り上げられ、与野党の間で見直しの論議が起きている。都内在住の国会議員にも滞在費を一律に支給する現行の制度は不合理であり、見直しは当然である。しかし、文通費以上に今、見直しが強く求められているのは政党助成金制度である。

政党助成金制度は、1990年代の「政治改革」で「企業・団体献金の廃止」と引換えにという名目で導入された。しかし、実際には、政党本部・支部への企業・団体献金は温存され、もう一方で国民の税金である政党助成金を受け取り、「企業・団体献金も、政党助成金も」“二重取り”が続けられているのが実態である。

そもそも、国民は、自らの思想、政治信条に従い、支持政党に寄附する自由と権利を持っており、政治資金の拠出は、国民の政治参加の権利そのものと言わなければならない。

ところが、税金を政党に配分する政党助成金の仕組みによって、国民1人当たり250円を負担させ、毎年約320億円もの税金が自ら支持しない政党に対しても強制的に寄附させられることになる。

民主主義国家において、政党は何よりも、国民の中で活動し、国民の支持を得てその活動資金を作ることが基本でなければならない。政党が国民・有権者から「浄財」を集める努力をせず、税金頼みになっていることから、金の感覚が麻痺し庶民の痛みが分からなくなり、腐敗政治を作り出す一つの根源にもなっている。しかも、今や政党助成金を受け取っている多くの政党が、その運営資金の大半を税金に依存しているのが実態である。

よって、富士見市議会は、国会に対し、文通費問題の抜本的な見直しと併せ、憲法違反が疑われる政党助成金制度を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 山東昭子様